

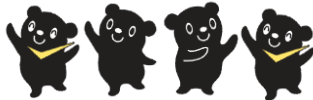
近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

		大 阪 府	京 都 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	滋 賀 県
問い合わせ先（各府県賃金課(室)）		06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス		https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
地域別（府県）最低賃金		1,177円 令和7年10月16日	1,122円 令和7年11月21日	1,116円 令和7年10月4日	1,051円 令和7年11月16日	1,045円 令和7年11月1日	1,080円 令和7年10月5日
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	1,191円 令和7年12月4日		1,158円 令和7年12月1日			
	鉄鋼業	1,185円 令和7年12月1日		1,180円 令和7年12月1日		1,170円 令和7年12月30日	
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180円 令和7年12月1日					
	はん用、生産用、業務用機械器具製造業	1,197円 令和7年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	1,150円 令和7年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		1,114円 令和7年12月28日
	暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業						
	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		京都府最低賃金が適用されています				
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業			1,117円 令和7年12月1日			
	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業						1,105円 令和7年12月28日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	1,197円 令和7年12月4日	1,136円 令和8年1月24日	1,117円 令和7年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		
	情報通信機械器具製造業						
	輸送用機械器具製造業		京都府最低賃金が適用されています	1,188円 令和7年12月1日			
	自動車・同附属品製造業	1,194円 令和7年12月1日	京都府最低賃金が適用されています				1,115円 令和7年12月28日
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています			
	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業 ※						滋賀県最低賃金が適用されています
	木材・木製品・家具・装備品製造業				奈良県最低賃金が適用されています		
	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業						1,099円 令和7年12月28日
	自動車小売業	大阪府最低賃金が適用されています		兵庫県最低賃金が適用されています	奈良県最低賃金が適用されています		
	自動車（新車）小売業		京都府最低賃金が適用されています				
	各種商品小売業（百貨店、総合ｽｰﾊﾟｰを含む） ※		京都府最低賃金が適用されています	兵庫県最低賃金が適用されています			滋賀県最低賃金が適用されています
	百貨店、総合ｽｰﾊﾟｰ ※					和歌山県最低賃金が適用されています	

- 業種分類は日本標準産業分類(令和5年7月改定)に基づいたものです。
- 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。
- ※業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

最低賃金に関する特設サイト



詳しくは、該当府県の労働局賃金課（室）にお問い合わせくださいー



働き方改革や経営改善に向けた相談先！

【大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター】～社会保険労務士があなたの事業所を無料で支援します！～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

【問合せ先】TEL:0120-068-116



【大阪府よろず支援拠点】～中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！～

- ・売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ・地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

【問合せ先】TEL:06-4708-7045



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

【問合せ先】
・中小企業税制サポートセンター
・TEL:03-6281-9821



◆企業活力強化貸付

(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

【問合せ先】
・日本政策金融公庫
・TEL:0120-154-505



◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者は、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・業務改善助成金コールセンター
・TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・大阪労働局職業安定部
雇用保険課助成金センター
・TEL:06-7669-8900



◆IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

【問合せ先】
・サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター
・TEL:0570-666-376



どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



◆中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品や設備・システムの導入を支援します。

【問合せ先】
・中小企業省力化投資補助事業
コールセンター
・TEL:0570-099-660



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

